

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6 月29日
【会社名】	トーソー株式会社
【英訳名】	TOSO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大槻 保人
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目 4 番 9 号
【電話番号】	03-3552-1211 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 堀住 浩一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新川一丁目 4 番 9 号
【電話番号】	03-3552-1211 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 堀住 浩一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成27年6月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金5円 総額52,526,410円

ロ 効力発生日

平成27年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

社外取締役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と社外取締役との間で責任限定契約を締結することがきる旨の規定として、定款第30条（取締役の責任免除）第2項を新設するものであります。

なお、定款第30条（取締役の責任免除）第2項の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、大槻保人、林淳之、久保田英司、前川圭二、結束正、庄中基秋、渡辺文生および加瀬兼司の各氏を選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として森兼康博、江角英樹を選任するものであります。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

監査役の報酬額を年額30,000千円以内とするものであります。

第6号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

退任取締役松尾守氏、中村潔氏、森兼康博氏および退任監査役加瀬兼司氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い想定額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役会に一任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	82,538	77		(注) 1	可決 (99.91%)
第2号議案	82,482	133		(注) 2	可決 (99.84%)
第3号議案					
大 槻 保 人	82,284	331		(注) 3	可決 (99.60%)
林 淳 之	82,304	311			可決 (99.62%)
久 保 田 英 司	82,306	309			可決 (99.63%)
前 川 圭 二	82,304	311			可決 (99.62%)
結 束 正	82,302	313			可決 (99.62%)

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
庄 中 基 秋	82,296	319			可決 (99.61%)
渡 辺 文 生	81,968	647		(注) 3	可決 (99.22%)
加 瀬 兼 司	82,270	345			可決 (99.58%)
第4号議案					
森 兼 康 博	82,452	163		(注) 3	可決 (99.80%)
江 角 英 樹	82,436	179			可決 (99.78%)
第5号議案	81,955	660		(注) 1	可決 (99.20%)
第6号議案	82,083	532		(注) 1	可決 (99.36%)

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および本総会に出席した大株主等の集計により、議案の可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会に出席した株主のうち当社が賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権数は加算しておりません。

以上